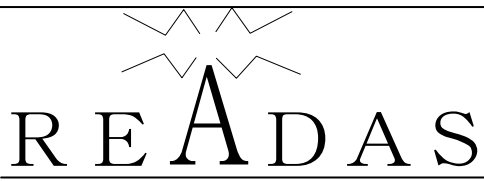


|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>5612<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br>リーダスクラブFAXニュース<br>(2016年)平成28年 12月 14日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 年末調整とマイナンバー

**Q**：今年度の年末調整を行う場合、マイナンバーはどのように扱わないといけませんか？

**A**：次のように扱ってください。

### 【解説】

年末調整とマイナンバーは、次のように取り扱うことになっています。

#### ① 給与所得の源泉徴収票

税務署に提出する、平成28年分以後の給与所得の源泉徴収票には、支払を受ける人のマイナンバー及び支払者の法人番号の記載が必要です。ただし、支払を受ける人に交付する給与所得の源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号の記載は不要ですので、注意してください。また、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載は不要ですが、市区町村に提出する給与支払報告書には記載をしなければなりませんので、この点にも注意してください。

#### ② 平成29年分の扶養控除等（異動）申告書

平成29年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書には、給与所得者のマイナンバーのほか、控除対象配偶者等のマイナンバーの記載も必要です。また、給与の支払者は、マイナンバーが記載された給与所得者の本人確認を行う必要があります。ただし、平成28年に本人確認をしたマイナンバー等の記載した帳簿を備えているときは、扶養控除等（異動）申告書にマイナンバーを記載しないことが認められます。

